

広島県告示第四百一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定によつて、次に掲げる地籍調査を平成二十一年四月十三日付けで国土調査として指定した。

平成二十一年四月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | |
|-----------|---------|--------------------------|
| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 |
| 北広島町 | 額田部の一部 | 国土調査指定の日 平成二十二年三月三十一日 |